

〔要望書：中学校「技術・家庭」の授業時間について〕

令和7年6月15日
日本家庭科教育学会

家庭科は、小学校、中学校、高等学校を通じて必履修教科として置かれ、児童生徒が、家族や乳幼児・高齢者、地域の多様な人々との関わりを通して、生きるために必要な知識や技能を習得し、自立した生活者として社会に参画していく力を形成するとともに、ウェルビーイングの実現を目指した生活を創造するための学びを提供してきました。日本家庭科教育学会では、これから本格化する学習指導要領改訂の議論においても、家庭科を「生活を軸に一貫して学ぶ必修教科」として小・中・高等学校を通して、児童生徒のすべての発達段階において継続的に学ぶ機会を保障するとともに、その役割を十分に果たすことができる環境整備を要望し、広く発信してきました。(添付：要望書(第67回日本家庭科教育学会大会声明))

このたび、中央教育審議会教育課程企画特別部会において技術分野の充実が議論されています。現在の中学校の教科としては、技術分野は家庭分野とともに「技術・家庭」という一教科扱いのため、二分野あわせて1学年70単位時間、2学年は70単位時間、3学年は35単位時間で実施してきました。しかしながら、現状の授業時数では児童生徒に必要な学習が保障されないという重大な問題が生じています。情報教育の充実のために技術分野の充実を検討する議論と併行して、家庭分野の充実についても議論が行われ、各学年ともに安定した学習ができるよう独立した教科として成立する授業時数(各学年35単位時間)を確保していただくよう要望します。

我が国が今後目指すべき社会として示された「Society 5.0」は、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現する社会と表現されています。乳幼児から高齢者を含めた幅広い他者との関わりや健康・安全な生活に必要なスキルや知識を、科学的・客観的に、また体験や実習を通して学ぶ家庭科の意義は、“身体性”を重視する新たな時代に一層その重みを増しています。これからのデジタル化、DXの時代を真に人間らしい社会にするための情報活用能力の充実は、生活者の視点からウェルビーイングを捉え、実践していく家庭科の視点を欠くことができません。

これから本格化する学習指導要領改訂の議論においては、「技術・家庭」において技術分野、家庭分野とも視野に入れた議論が展開され、児童生徒の学ぶ権利が保障されるようご配慮いただきますことを切に望みます。